

議案第 21 号

芽室町手数料徴収条例中一部改正の件

芽室町手数料徴収条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成 24 年 3 月 2 日提出

芽室町長 宮西 義憲

芽室町手数料徴収条例の一部を改正する条例

芽室町手数料徴収条例（平成 12 年芽室町条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表優良宅地造成認定申請の項を次のように改める。

優良宅地造成認定申請	造成区域の面積が 0.1 ヘクタール未満のときは 69,400 円、0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満のときは 103,300 円、0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満のときは 154,100 円、0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満のときは 204,900 円、1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満のときは 306,600 円、3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満のときは 401,400 円、6 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満のときは 516,600 円、10 ヘクタール以上のときは 686,000 円
------------	---

同表開発登録簿の写しの交付の項の次に次のように加える。

地上広告物（アーチ式広告物を除く。）、屋外広告物、壁面広告物に係る屋外広告物申請許可	発光装置又は照明装置を有しないもの 表示面積 5 平方メートルにつき 1,300 円 発光装置又は照明装置を有するもの 表示面積 5 平方メートルにつき 1,900 円
立看板に係る屋外広告物申請許可	1 枚につき 910 円
電柱広告物に係る屋外広告物申請許可	1 個につき 300 円

アーチ式広告物に係る屋外広告物申請許可	発光装置又は照明装置を有しないもの 1基につき 3,800円 発光装置又は照明装置を有するもの 1基につき 5,400円
アドバルーン広告物に係る屋外広告物申請許可	1個につき 1,700円
広告幕、広告網、のぼり、旗に係る屋外広告物申請許可	1枚につき 650円
はり札に係る屋外広告物申請許可	1枚につき 220円
はり紙に係る屋外広告物申請許可	50枚につき 300円

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

説 明

租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務について、北海道からの権限移譲により、1,000平方メートル以上の宅地造成の認定事務に係る手数料を定めるため、また、屋外広告物法の規定に基づく屋外広告物の許可等に関する事務について、北海道からの権限委譲により本町で取り扱う事務に係る手数料を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

芽室町手数料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案		現 行	
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
手数料を徴収する事務	徴収金額	手数料を徴収する事務	徴収金額
鳥獣飼養許可証の交付、更新又は再交付申請	1通につき 2,900円	鳥獣飼養許可証の交付、更新又は再交付申請	1通につき 2,900円
優良宅地造成認定申請	造成区域の面積が0.1ヘクタール未満のときは69,400円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のときは103,300円、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のときは154,100円、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のときは204,900円、1ヘクタール以上3ヘクタール未満のときは306,600円、3ヘクタール以上6ヘクタール未満のときは401,400円、6ヘクタール以上10ヘクタール未満のときは516,600円、10ヘクタール以上のときは686,000円	優良宅地造成認定申請	1件につき 86,000円
—略—		—略—	
開発登録簿の写しの交付	用紙1枚につき 490円	開発登録簿の写しの交付	用紙1枚につき 490円

改正案		現行
地上広告物（アーチ式広告物を除く。）、屋外広告物、壁面広告物に係る屋外広告物申請許可	発光装置又は照明装置を有しないもの 表示面積5平方メートルにつき 1,300円 発光装置又は照明装置を有するもの 表示面積5平方メートルにつき 1,900円	
立看板に係る屋外広告物申請許可	1枚につき 910円	
電柱広告物に係る屋外広告物申請許可	1個につき 300円	
アーチ式広告物に係る屋外広告物申請許可	発光装置又は照明装置を有しないもの 1基につき 3,800円 発光装置又は照明装置を有するもの 1基につき 5,400円	
アドバルーン広告物に係る屋外広告物申請許可	1個につき 1,700円	
広告幕、広告網、のぼり、旗に係る屋外広告物申請許可	1枚につき 650円	

改正案		現行
はり札に係る屋外広告物 申請許可	1枚につき 220円	
はり紙に係る屋外広告物 申請許可	50枚につき 300円	
<p>附 則</p> <p>この条例は、平成24年4月1日から施行する。</p>		